

医療情報取得加算について

当院では令和5年5月1日よりマイナ保険証を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始いたします。

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局窓口でマイナンバーカードの IC チップにある電子証明書、または健康保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。

このオンライン資格確認システムを用いて、患者様ご本人が同意された場合、診療情報、薬剤情報、特定健診情報、限度額区分の確認が可能となります。

●マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みが必要です。

※必ずご自身で手続きを行って下さい。

●各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給対象の方は、今までどおり紙の受給者証のご提示をお願いいたします。

●オンライン資格確認システム障害等によりマイナ保険証が利用できない場合がありますので、マイナ保険証での受診時でも、念のため保険証原本を持参して下さい。

●従来どおり健康保険証を使用した対応も可能です。

●オンライン資格確認システム導入の義務化に伴い、状況に応じて診察料に「医療情報取得加算」が加算されます。

令和5年5月1日